

議 案 第 6 3 号

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

新居浜市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項中「ものは、納期限前 7 日」を「者は、納期限」に改める。

第 7 1 条第 2 項、第 8 9 条第 2 項、第 9 0 条第 2 項及び第 3 項並びに第 1 3 9 条の 3 第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市民税、固定資産税、軽自動車税の種別割及び特別土地保有税の減免に係る申請の期限を延長するため、本案を提出する。